

報道関係者各位

2014年10月31日
沢井製薬株式会社

高コレステロール血症治療剤「ピタバスタチン錠」の
商標権侵害差止請求訴訟 勝訴のお知らせ

沢井製薬株式会社（本社：大阪市淀川区、代表取締役社長：澤井光郎）は、興和株式会社（以下、「興和」）より、当社が製造販売する「ピタバスタチン錠 1mg/錠 2mg/錠 4mg「サワイ」」（ジェネリック医薬品、先発品名：リパロ[®]錠）に対し、東京地方裁判所にて提起されておりました商標権侵害差止請求訴訟に関し、同地裁が2014年10月30日付で同社の請求を棄却する旨の判決を下しましたことをごお知らせいたします。

当社ピタバスタチン錠は医療過誤防止のため、一般的名称（有効成分名）の略称「ピタバ」を錠剤表面に印字し、識別性を向上させております。本訴訟は、その印字を行ったピタバスタチン錠の製造販売が興和の保有する商標権「PITAVA」を侵害するとして、製造販売差止等を求め、興和が2014年1月15日付で東京地方裁判所に提起していたものです。

今回の判決では、当社の主張通り、本件商標は商標権無効審判により無効とされるべきであること、かつ不使用により取り消されるべき商標であることが東京地方裁判所に認められ、権利行使が許されませんでした。

沢井製薬は他社の知的財産権や商標権等を尊重する一方で、使用される患者さんや医療関係者に配慮した医薬品開発を妨げようとする特許権者、商標権者などの不当な権利行使に対しては、今後も毅然とした対応を講じてまいります。

◆弊社代表取締役社長 澤井 光郎のコメント

近年、医療過誤を防止する目的で、有効成分名を錠剤表面へ印字する取組みが進んでいます。そのような環境の下、商標権者の一般的名称（有効成分名）と類似する商標権についての権利行使はもちろん、商標権の取得自体が医療過誤防止のための医薬品開発を妨げる動きだと懸念しております。

製薬会社は新薬・ジェネリック医薬品を問わず、実際に使用される患者さんや医療関係者のことを考えた医薬品開発に努める責務があると考えます。私ども沢井製薬はこれからも“なによりも患者さんのために”最新の技術で一層優しい医薬品作りにまい進してまいります。

◆お問い合わせ先◆

沢井製薬株式会社 戦略企画部 広報グループ
TEL：06-6105-5718/E-mail：koho@sawai.co.jp